

「北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会」について

令和3年8月6日
北海道開発局

1 設立趣旨

北海道開発局では、過去の入札談合等への反省と不祥事の根絶に向けた決意の下、コンプライアンスの推進に取り組んできたところである。

こうした中で、今般、北海道開発局の発注業務に関して職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたことは、国民の信頼を大きく損なう行為であり、きわめて遺憾なことである。

このため、本件の原因究明と再発防止のために「北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）」を北海道開発局に設置する。

2 委員会の運営

（1）委員長

- ア 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- イ 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- ウ 委員長は、委員会を招集し、開催する。

（2）委員会の公開

- ア 委員会は、非公開とする。
- イ 委員会開催後、原則、委員長が報道機関に対してブリーフィングを行う。
- ウ 委員会に係る議事概要は、後日、作成し公表する。
- エ 委員会での配付資料は、原則として公表するものとする。ただし、公表することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合などは、非公表とすることができます。

（3）事務局

委員会の事務局は、北海道開発局に置く。

令和3年8月6日

事案の概要

北海道開発局札幌開発建設部の職員が、旭川開発建設部士別道路事務所長として在職していた令和2年度に、同事務所が発注した一般国道40号美深町美深道路補修設計業務（指名競争入札方式）について、指名通知前に入札参加業者名を業者に漏らしたとして、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑により令和3年7月26日（月）に逮捕された。

対象業務

○ 対象業務

一般国道40号 美深町 美深道路補修設計業務

○ 業務内容

士別道路事務所管内の名寄美深道路における道路補修設計、
関係機関協議資料作成

○ 発注方法

指名競争入札方式

○ 発注者

士別道路事務所長（分任支出負担行為担当官）発注

○ 入札日程

令和2年6月22日 指名業者の選定

（士別道路事務所 入札・契約手続運営委員会
構成員：所長、副所長、総務課長）

〃 6月26日 指名通知

〃 7月16日 開札、落札決定

○ 予定価格

14,883,000円（税込）

○ 落札者及び落札価格

北王設計コンサルタント（株）（札幌市）

13,860,000円（税込）

北海道開発局のコンプライアンスに関する取組

資料3

北海道開発局入札談合事案(農業土木・河川改修工事)を受けての取組

〈コンプライアンスの取組〉

H21.2月 北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画の策定

- (主要施策)
・業務運営の見直し
・入札契約プロセスの見直し
・監察機能の拡充・強化 など

H22.3月 以下の施策を加え、「強化計画」を改訂

- (追加等の主な施策)
・情報管理の厳格化
・労使関係の適正化 など

H23.4月 以下の施策を加え、「強化計画」を策定

- (追加等の主な施策)
・債権管理事務の見直し など

H24.4月 以下の施策を加え、「強化計画」を策定

- (追加等の主な施策)
・国有財産事務の見直し など

H25～ 取組の定着化を踏まえ毎年度「コンプライアンス推進計画」を策定

- (その際、以下の観点を加味)
・地方整備局事案を踏まえた対策
・社会的使命の達成を意識した取組 など

・コンプライアンスの組織風土への定着
・必要な法令等知識の付与
・リスクマネジメント

・法令ルールの確認と実践
・社会的使命の達成

令和 3 年度 北海道開発局コンプライアンス推進計画について

北海道開発局

令和 3 年 3 月

平成21年にコンプライアンス強化計画を策定以降、契機となった入札談合事案やその後の不祥事等の対策に取り組んできました。

近年、我が国において、公文書管理、情報セキュリティ等への社会的関心が高まっており、業務プロセスにおいて一層の注意が必要となっています。また、公務員倫理の一層の徹底やハラスメントの防止などが求められています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大を契機にテレワーク等の新しいスタイルの働き方の導入が進んでおり、それに伴い発生するリスクへの対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、職場内の積極的なコミュニケーションを通じて、コンプライアンスを知識から意識に変え、日々の実践を通じて、組織全体としての行動に定着できるよう取組を進めていく必要があります。

令和3年度においても、過去の不祥事を教訓として実施してきた取組を風化させることなく、今後も継続して取り組むとともに、新たな状況に的確に対応する力を養うことを旨とし、「法令・ルールの確認と実践」を基本とした上で、「コンプライアンスを組織に定着させる取組」を進めていきます。

法令・ルールの確認と実践

○ 基本的な取組

- ・コンプライアンス宣言等
- ・職員に対する情報提供、普及啓発等
- ・リスク点検の実施

○ 過去の入札談合事案等を踏まえた再発防止対策

- ・発注者綱紀保持等に関する意識の高揚
- ・過去の不正事案等を踏まえた再発防止対策

○ 服務規律の確保・倫理の保持

- ・公務員倫理に対する意識の徹底
- ・ハラスメント防止の取組

○ 公文書管理及び情報管理の適正の確保

- ・行政文書管理の徹底
- ・情報セキュリティポリシーの徹底
- ・個人情報保護の徹底

コンプライアンスを組織に定着させるための取組

○ 北海道総合開発計画の推進を通じた職員の意識改革

- ・業務の意義の再認識
- ・外部とのコミュニケーションを通じた職員の意識向上

○ 風通しの良い組織風土づくり

- ・組織内コミュニケーションの活性化
- ・テレワーク等の新しい働き方への対応
- ・働きやすい健全な職場づくり

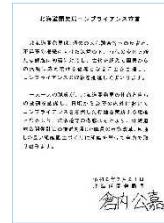
法令を守り、国民の疑惑や不信を招く行為を慎むことはコンプライアンスの基本的事項であり、法令・ルールの確認と実践を繰り返すことにより身につけていくものです。

このため、法令・ルールの確認と実践に向けて、幹部職員が率先して取り組むとともに、職員に対する情報提供、普及啓発等の取組を行います。

◆ 基本的な取組（1）

コンプライアンス宣言

局長及び開発建設部長が、年度当初及び就任時に実施



推進計画の説明

本局の幹部職員が、全ての開発建設部に赴き、課所等の長に対して実施



関係業界団体への協力要請

文書送付のほか、本局及び開発建設部の幹部職員が、関係業界団体に対して実施



◆ 基本的な取組（2）

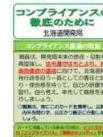
コンプライアンス講習



e - ラーニング



コンプライアンス携帯カード



非違行為事例集



職員に対する情報提供、普及啓発等

コンプライアンス・ハンドブック



職員研修における講話



コンプライアンス通信



リスク対応表による年間を通したリスク対応と、課所等の長が職員からリスク対応の実施状況や課題等を聞き取るリスク点検を引き続き実施します。

◆ 基本的な取組（3）

● リスク点検の実施

本局推進本部

- ・実施要領を策定
- ・リスク対応表を作成し、課所等へ配布

本局推進本部

- ・リスク点検の結果に基づき必要な改善
- ・業務運営へフィードバック
- ・翌年度の取組へ反映



課所等の長・職員

- ・課所等の長は課所に関係するリスクを選択するほか、新しいリスクを適宜追加し、職員へ配布
- ・職員は日常的にリスク対応を実践し、課所等の長はリスク対応の実施状況を見て、適宜フォロー

課所等の長・職員

- ・リスク点検を実施（年1回）
- ・リスク点検は職場内ミーティング等で課所等の長が職員から聞き取り
- ・課所等の長はリスク対応の実施状況、課題等を把握

- ▶ 課所等の長が考えるリスクマネジメントの今後の進め方として「現行程度のリスク対応を継続すべきと考える」との回答が、平成30年度以降高い回答率で推移している。（H29：60.2% → H30：86.7% → R01：89.5% → R02：87.5%）
- ▶ 課所等の長が今後もフォローアップが必要と考えるリスクとして、情報漏洩や入札契約に関するリスクに加えて、新型コロナウイルス感染拡大により導入が進んだテレワーク等の新しい働き方に伴うリスクが挙げられている。

I 法令・ルールの確認と実践③

◆ 過去の入札談合事案等を踏まえた再発防止対策

発注者綱紀保持等に関する意識を高めるため、コンプライアンス講習及びe－ラーニングを実施します。

過去の不正事案等を踏まえた再発防止対策については、本省及び他機関の動向等を踏まえ、継続して実施します。

発注者綱紀保持等に関する意識の高揚

- コンプライアンス講習
- e－ラーニングの実施

- 入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事处罚等がなされること、自らが望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等に巻き込まれることがあり得ること等を十分に認識させるように留意
- 局内の他の職員による規程違反を知った職員は、報告義務を負うこと、報告を怠った場合には処分があり得ること等を周知徹底
- 国家公務員倫理法等の遵守について、利害関係者のみならず、利害関係者以外の者との間における禁止行為も丁寧に周知徹底

過去の不正事案等を踏まえた再発防止対策

国土交通本省及び他機関の動向等を踏まえ、引き続き以下の再発防止対策を実施

- 入札書と技術資料の同時提出
- 発注事務に関する情報管理の徹底
- 不当な働きかけに対する報告の徹底
- 職員から事業者に対する口利き等、不当な働きかけを行わないことを徹底
- 設計業務における内容の確認と情報共有の徹底

- 予定価格作成時期の後ろ倒し
- 発注事務に関する情報管理の徹底
- 積算業務と技術審査・評価業務について、更に試行の拡大を図り、分離体制を確保

◆ 服務規律の確保・倫理の保持

公務員倫理の一層の徹底とハラスメントの防止のため、職場ミーティング及び研修・講習を実施するとともに、倫理月間やハラスメント防止週間においてe-ラーニング等の取組を行い、職員の意識・認識の浸透を図ります。

公務員倫理に対する意識の徹底

- 職場ミーティングや研修等の実施
- 倫理月間における職員向けメッセージ等の啓発
 - > 公務員倫理に対する意識・認識の浸透

ハラスメント防止の取組

- 研修及び幹部職員・管理職員を対象とした講習会の実施
- ハラスメントに関する総合窓口の周知
- ハラスメント防止週間において、全職員を対象としたe-ラーニング等の実施

◆ 公文書管理及び情報管理の適正の確保

近年重要となっている、公文書管理、情報セキュリティ等の適正を確保するため、研修及びe-ラーニングの実施や必要に応じた情報提供、点検、指導等を行います。

行政文書管理の徹底

- 文書管理者等を対象とする研修及び全職員を対象とするe-ラーニングの実施
- 必要に応じた情報提供、点検、指導等

情報セキュリティポリシーの徹底

- 全職員を対象とするe-ラーニングの実施
- 必要に応じた情報提供、点検、指導等

個人情報保護の徹底

- 保護担当者（課所等の長）に対する保有個人情報等の管理及び取扱いの状況についての点検

II コンプライアンスを組織に定着させるための取組①

1 北海道総合開発計画の推進を通じた職員の意識改革

コンプライアンスを組織に定着させるためには、職員が組織の社会的使命を認識し、高い使命感を持って職務に当たることが重要です。このため、職員一人一人が、8期計画推進の担い手であることを認識すること、当局の事業が地域に果たす役割を理解すること、地域からの評価を職員にフィードバックすることにより、職員の意識や使命感の向上に取り組みます。各種取組の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意します。

◆ 業務の意義の再認識

事業説明会



現場見学会



意見交換会



地域活動への参加



自らの業務と8期計画の関連性、開発事業が地域に果たす役割や効果等の理解

内部向け情報の発信



◆ 外部とのコミュニケーションを通じた職員の意識向上

外部への効果的かつタイムリーな情報発信と積極的な意見聴取等の過程において寄せられた意見等

TEC-FORCE、リエゾン派遣などの災害対応時に寄せられる地域からの声

職員向け情報共有サイト「HOTCOMMU」等を活用した積極的な情報共有



現場訪問、職場内ミーティング、災害対応に関する研修、内部広報誌などを通じて広く職員と共有

職員の意識・使命感の向上

2 風通しの良い組織風土づくり

風通しの良い職場づくりに向けて、職員が北海道開発局の使命・役割について共通の認識を持ち、相互の円滑な意思疎通を図るとともに、職員一人一人がモチベーションを高め、意欲的に業務に取り組む環境を整えることが重要です。

このため、組織内コミュニケーションの活性化に取り組むとともに、働きやすい健全な職場づくりに向けた各種取組を行うことにより不正の発生しにくい組織風土づくりを図ります。

◆ 組織内コミュニケーションの活性化

幹部職員の役割

- ・現場訪問などを通じて、職員と直接意見を交わすことにより、北海道開発局の果たすべき使命・役割の重要性などを示す

各課所における取組

○管理職員

- ・上司からの声掛け、同僚同士の声の掛け合い、挨拶の励行などがしやすい環境づくり
- ・職場内ミーティング等への職員の積極的な参加を促し、出された意見・提案は、適宜業務運営に反映
- ・中堅・若手職員を外部との打合せに同行させるなど、地域の声に直接触れる機会が得られるよう配慮

○指導的立場にある課長補佐、上席専門官等

- ・管理者と部下職員との意思疎通の橋渡し役として職場内を融和
- ・管理者と連携して部下職員に対する指導・助言を実施

◆ テレワーク等の新しい働き方への対応

- 個人面談やメール等を活用した管理職員と部下職員との間の業務進捗状況の確認・報告の徹底

- グループウェア等のツールを活用した職員間のスケジュールの共有などによる丁寧な意思疎通

◆ 働きやすい健全な職場づくり

誰もが働きやすい職場づくり

- 多様で柔軟な働き方を実現する働き方改革を、国の行政機関として率先して推進
- 更なる業務プロセスの改善
- テレワークの推進、フレックスタイム制等の活用など、働く時間と場所の柔軟化に関する制度の利用促進
- 女性職員が活躍できる環境づくり
- 「心のバリアフリー」を踏まえた職場環境づくり

ハラスメントのない職場づくり

- 管理職員は、日頃から職場環境に目配りし、率先して風通しの良い職場づくりに取り組むとともに、一人一人がお互いの人格を尊重して適切にコミュニケーションを図るよう意識付け

人材育成

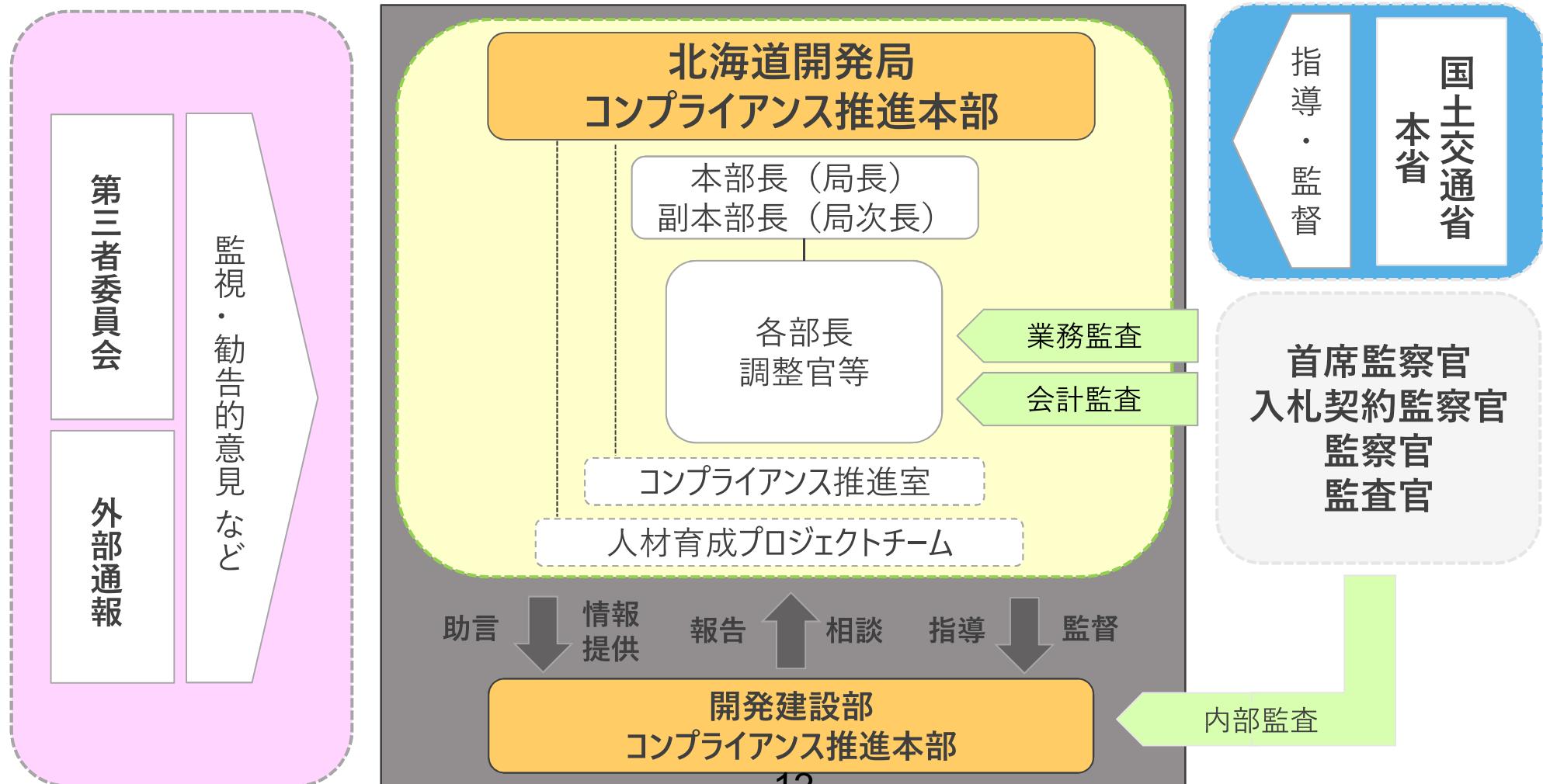
- 「人材育成プロジェクトチーム」において「人材育成プログラム」を策定し、職員の育成、能力向上等の取組を実施
- 新規採用職員に対する適切なサポート

III 推進体制等

本推進計画を着実に実施するため、北海道開発局コンプライアンス推進本部及び開発建設部コンプライアンス推進本部を中心に、コンプライアンスに係る施策の推進に当たります。

両推進本部の取組状況については、毎月、国土交通本省に報告するほか、適時、「北海道開発局コンプライアンス第三者委員会」の審議を受け、御意見等を取り組の推進に反映していきます。

このほか、北海道開発局監査規則等に基づく内部監査の結果を受け、必要な改善措置を講じます。



法令・ルールの確認と実践に向けて、幹部職員が率先して取り組むとともに、職員に対して、コンプライアンス講習、eラーニングなどを通じて、法令・ルールの確認と実践に必要な情報提供等、普及啓発等の取組を実施しています。

旭川開建コンプライアンス推進本部会議

- ・開建本部課長等、事務所長及び事業所長の管理者が出席（年3回程度）
- ・令和2年度はリモートにより2回の開催

本部主催のコンプライアンス講習

- ・10月～11月に実施
- ・発注者綱紀保持担当者等に説明
- ・職場内ミーティングで全職員に説明
- ・令和2年度はリモートにより対象を拡大し事務所長も対象

e－ラーニング（開発局全体の取組）

- ・12月に服務・倫理・発注者綱紀保持に関するe－ラーニングを実施
- ・全職員：基礎的知識の理解度確認
- ・管理者：応用的知識の理解度確認

職員に対する普及啓発（開発局全体の取組）

- ・コンプライアンス通信の配付
- ・コンプライアンス・ハンドブックの配付
- ・非違行為事例集の活用
- ・国家公務員倫理週間の取組
- ・セルフチェックの実施

リスク点検の実施（本部は各課等の長、事務所は各課長が実施）

リスク対応表による年間を通したリスク対応と、課所等の長が職員からリスク対応の実施状況や課題等を聞き取るリスク点検を実施

管内の業界団体等への協力要請

- ・談合情報等通報窓口の周知
- ・執務室内の入室制限

平成27年度以降における建設コンサルタント関係業務等の契約状況

(単位:件、百万円)

		北海道開発局 全体（本官十分任官）			北海道開発局 本官			北海道開発局 分任官			(参考) 地方整備局 全体（本官十分任官） (港湾空港を除く)		
		建設コンサルタント業務等 全体		建設コンサルタント業務等 全体		建設コンサルタント業務等 全体		建設コンサルタント業務等 全体		建設コンサルタント業務等 全体		建設コンサルタント業務等 全体	
			内、通常 指名競争	全体に 対する 割合		内、通常 指名競争	全体に 対する 割合		内、通常 指名競争	全体に 対する 割合		内、通常 指名競争	全体に 対する 割合
H 27	件数	2,574	1,215	47.2%	1,688	486	28.8%	886	729	82.3%	9,894	980	9.9%
	金額	48,154	14,351	29.8%	38,163	6,299	16.5%	9,990	8,052	80.6%	238,415	8,281	3.5%
H 28	件数	2,743	1,244	45.4%	1,828	509	27.8%	915	735	80.3%	9,745	921	9.5%
	金額	53,248	16,048	30.1%	42,568	7,593	17.8%	10,680	8,455	79.2%	275,175	8,553	3.1%
H 29	件数	2,628	1,090	41.5%	1,880	487	25.9%	748	603	80.6%	9,603	809	8.4%
	金額	54,601	12,883	23.6%	46,178	6,282	13.6%	8,423	6,601	78.4%	284,129	8,505	3.0%
H 30	件数	2,566	979	38.2%	1,893	426	22.5%	673	553	82.2%	9,715	834	8.6%
	金額	55,468	11,215	20.2%	48,156	5,342	11.1%	7,311	5,873	80.3%	299,602	9,372	3.1%
R 1	件数	2,729	1,014	37.2%	2,050	448	21.9%	679	566	83.4%	10,303	820	8.0%
	金額	61,904	11,884	19.2%	54,020	5,377	10.0%	7,883	6,508	82.5%	336,555	10,965	3.3%

緊急的に行った措置

コンプライアンス関係

- ・局長から、開発局幹部、開発建設部長・次長、事務所長などに対し、綱紀保持の徹底、コンプライアンス推進計画、発注者綱紀保持規程に基づくルールの遵守を指示

入札・契約システム（通常指名競争）関係

- ・再発防止策が策定されるまで通常指名競争入札手続きの停止（手続き中を含む）

參 考 資 料

○ 支出負担行為担当官の官職

	本　官	分　任　官
北海道開発局	開発建設部長	事務所長
地方整備局	地方整備局長	事務所長

※北海道開発局本局発注の工事及び業務については開発監理部長（本官）。

○ 分任支出負担行為担当官の契約できる範囲

	工　事	業　務
北海道開発局	予定価格が 5千万円を超えない範囲	予定価格が 2千万円を超えない範囲
地方整備局	予定価格が 3億円を超えない範囲	

※上記金額は、北海道開発局にあっては「北海道開発局会計事務取扱細則」に、地方整備局にあっては「地方整備局会計事務取扱標準細則」による。

«参考»

◇北海道開発局会計事務取扱細則（昭和50年4月1日 北開局会第1号）

（分任支出負担行為担当官の支出負担行為できる範囲）

第16条 分任支出負担行為担当官が支出負担行為をすることができる範囲は、別表第2に定めるところによる。

別表第2（第16条）分任支出負担行為担当官の支出負担行為できる範囲

支　出　負　担　行　為　可　能　範　囲
1 予定価格が5,000万円を超えない工事に関する契約（技術的に高度なもの又は特殊なものを除く。）。ただし、5,000万円を超えて契約を変更する必要があるときは、変更後の契約予定額が6,000万円を超えない範囲とする。
2 予定価格が2,000万円を超えない測量、設計及び調査に関する契約（技術的に高度なもの又は特殊なものを除く。）。ただし、2,000万円を超えて契約の変更をする必要があるときは、変更後の契約予定額が2,400万円を超えない範囲とする。
3～14 略

◇地方整備局会計事務取扱標準細則（平成14年3月28日 国官会第4136号）

（分任支出負担行為担当官が契約できる範囲）

第22条 分任支出負担行為担当官が契約することができる範囲は、次の各号に定めるところによる。

1～4 略

5 予定価格が3億円を超えない工事、計画、調査、測量、設計、試験及び財産の保有（特別の理由があるもの、官庁営繕に係るもの及び第12号に規定するものを除く。）に関する契約。ただし、局の出張所にあっては、予定価格が2,500万円を超えないものとする。

6～12 略

建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用について

平成7年4月3日北開局工第5号
最終改正 平成13年4月1日北開局工管第11号

各 地 方 部 局 長 あて

官 房 長

当局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約（北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号。以下「選定要領」という。）第1条に規定する測量等契約をいう。以下同じ。）に関し、指名競争に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）は、選定要領第27条に定められているところであるが、当該指名基準について、具体化・明確化による透明性のより一層の確保を図るため、運用基準を下記のとおり定めたので、当該指名基準の運用に当たって十分留意されたい。

記

北海道開発局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準

判 斷 項 目	指 名 基 準 の 留 意 事 項
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 当局発注建設コンサルタント業務等に係る契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること。</p> <p>(3) 警察当局から、当局に対し、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 業務成績	<p>(1) 業務成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 表彰状又は感謝状を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>

判断項目	指名基準の留意事項
4 手持ち業務の状況	業務の手持ち状況からみて、当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
5 技術的特性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績があること。 (2) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。 (4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。 (5) 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の場合は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況及び配置予定の技術者が適性であること。
6 安全管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 (2) 当局発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
7 労働福祉の状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 賃金不払に対する労働基準監督署からの通報が当局に対してあり、当該状況が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。 (2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
8 その他	上記の各事項に留意するほか、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにすること。

北海道開発局工事等競争参加者選定要領

平成12年12月19日北開局工第333号

最終改正 令和3年7月15日北開局工管第74号－1

第1章 総則

(通則)

第1条 北海道開発局の所掌する工事、測量等（測量、土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント及び地質調査をいう。以下同じ。）の契約に関し、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第72条第1項に規定する一般競争に参加する者に必要な資格、令第95条第1項に規定する指名競争に参加する者に必要な資格、令第96条第1項に規定する競争に参加する者を指名する場合の基準その他競争参加者の選定のために必要な事項は、別段の定めのあるものほか、この要領の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「本局」とは北海道開発局を、「局長」とは北海道開発局長を、「契約担当官等」とは会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。

(一般競争に参加する者に必要な資格等の公示)

第3条 局長は、令第72条第4項に規定する一般競争に参加する者に必要な資格について、その基本となるべき事項並びに同条第2項に規定する申請の時期及び方法等については、必要な都度公示するものとする。

(競争に参加する者に必要な資格)

第4条 局長は、令第72条第1項及び令第95条第1項の規定による競争に参加する者に必要な資格について、次の各号に掲げる契約の種類ごとに定めるものとする。

- (1) 工事契約
- (2) 測量等契約

(資格審査の実施及び申請の時期)

第5条 局長は、令第72条第2項（令第95条第2項において準用する場合を含む。）に規定する資格審査について、2年に1回定期の資格審査を行うほか、隨時に行う

(一般競争契約の準用)

第25条 第19条から前条までの規定は、工事、測量等の契約を指名競争に付して行う場合における当該競争参加者の資格、申請書類その他の手続等について準用する。

(指名原則)

第26条 契約担当官等は、指名競争契約を行う場合においては、有資格者の中から次条に定める基準により、公平かつ公正に業者を選定するとともに、機会均等の趣旨にのっとり、中小企業者に不利とならないよう配慮しなければならない。

(指名基準)

第27条 契約担当官等は、契約の種類に応じ、予定価格に見合う等級に属する有資格者の中から、次の各号に掲げる事項を考慮して指名しなければならない。ただし、必要があると認めたときは直近上位及び下位の等級に属する有資格者を指名業者の半数の範囲内で指名することができる。

- (1) 指名に際し、著しい経営の状況の悪化又は資産及び信用度の低下がなく、契約の不履行のおそれがないと認められる者であること。
- (2) 指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可を必要とするものについては、当該許可又は認可を受けているものであること。
- (3) 指名競争に付する工事又は測量等と同種工事等の施工実績を有する者であること。また、測量等に相当の経験を有する者に行わせる必要があるときは、当該経験を有する者であること。
- (4) 特殊な工事又は測量等の契約で、その性質上特殊な技術又は機械器具等を有する者に行わせる必要があるときは、当該技術又は機械器具等を有する者であること。
- (5) 工事又は測量等の契約で一定地域に限り競争に付することが契約上有利であると認められる場合においては、一定地域の者であること。
- (6) 工事又は測量等の契約で、履行期限又は履行場所等によって当該契約の履行に必要な労務その他を容易に調達して施行し得る者に行わせることが契約上有利と認められる場合においては、これらを調達して施行することが可能な者であること。
- (7) 工事又は測量等の契約で、指名競争に参加しようとする者の経営規模が、指名しようとするとき現在の工事、測量等の手持の状況等を総合して余裕がある者であること。
- (8) 工事又は測量等の契約で、審査基準日以降における安全管理又は労働福祉の状況が著しく不良でない者であること。
- (9) 指名競争に参加しようとする者の経歴が、特別な事情がある場合を除き、著しく契約の履行成績が不良であった者でないこと。